



INDEX

- 報酬算定・運営基準
「特定事業所集中減算の届出について」
- 最近の動向
「介護保険法改正等に向けた介護保険部会の意見が公表されています」
「第70回社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」
「今後の介護人材養成の在り方について」
- 注意
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」
- お知らせ
「平成22年度指定更新事業者研修会を実施します」
「TOKYO チャレンジ介護 採用給付金制度終了のお知らせ」

平成23年2月1日発行 第79号

○ **特定事業所集中減算の届出について**

報酬算定・運営基準

すべての居宅介護支援事業所においては、特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存することとなっています。このチェックシートは、平成22年9月1日から平成23年2月末日までの居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最も高い法人の名称等について記載するものです。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人が計画数に占める割合として90%を超えた場合は、「正当な理由の有無にかかわらず、チェックシートを東京都に郵送してください(受付期間は、3月1日から3月15日まで【必着】)」。3つのサービスがいずれも90%以下の場合には提出する必要はありません。

なお、「正当な理由」の判断基準(21福保高介第326号)について、東京都福祉サービス第三者評価の変更に伴い、基準7の変更を予定しております。詳細については、決まり次第以下のホームページに掲載する予定です。

【郵送先】163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

※チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(21福保高介第326号)

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/hoshu/genzan/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

最近の動向

○ **介護保険法改正等に向けた介護保険部会の意見が公表されています**

社会保障審議会介護保険部会意見「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられ、以下の厚生労働省のホームページで公表されています。今後の介護保険制度の改正に向けた議論がまとめられていますので、ご一読ください。主な構成内容は以下のとおりとなっています。

【主な構成内容】

- ・介護保険の現状と課題
- ・介護保険制度の見直しについて(地域包括ケアシステムの構築・単身・重度の要介護者等にも対応しうるサービスの整備・地域支援事業・住まいの整備・認知症を有する人への対応・地域包括支援センターの運営の円滑化・家族支援のあり方等)
- ・サービスの質の確保・向上(ケアマネジメント・要介護認定・情報公表制度と指導監督)
- ・給付と負担のバランス
- ・地域包括ケアシステムの構築等に向けて保険者が果たすべき役割
- ・低所得者への配慮

【厚生労働省ホームページ】→審議会・研究会等>社会保障審議会>介護保険部会

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000xkzs.html>)

最近の動向

○ 第70回社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

平成22年12月24日(金)に、第70回介護給付費分科会が開催され、以下の内容について審議されました。資料及び審議内容の詳細については、以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ・ユニット型及びユニット型以外の施設の併設に係る基準省令等の改正について
- ・介護職員処遇状況等調査の結果について
- ・介護事業経営概況調査の結果について
- ・介護事業経営実態調査について

【厚生労働省ホームページ】 → 審議会・研究会等 > 社会保障審議会 > 介護給付費分科会

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000zhot.html>)

最近の動向

○ 今後の介護人材養成の在り方について

平成23年1月20日(木)に、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」が開催され、今後の介護分野の現状に即した介護福祉士の養成の在り方と介護人材の今後のキャリアパスについての報告書が公表されました。報告書の概要は次のとおりです。詳細は、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

1 介護人材の養成体系を整理

- ・今後のキャリアパスは、「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」を基本とする。
- ・現在のホームヘルパー2級を「初任者研修(仮称)」と位置付け。介護職員基礎研修は、実務者研修の施行に合わせて、実務者研修に一本化。
- ・実務者研修の見直し
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験の義務付けの施行を3年間延期
- ・介護福祉士資格取得者がステップアップできるよう、認定介護福祉士(仮称)の仕組みづくりを進める。

2 介護職員に占める介護福祉士の割合の目安を提示(当面5割以上)

【厚生労働省ホームページ】 → 審議会・研究会等 > 社会保障審議会 > 介護給付費分科会

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000010pzq.html>)

注意

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成22年12月21日付、23年1月6日付) 詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html)

お知らせ

○ 平成22年度指定更新事業者研修会を実施します

平成23年4月1日から平成23年9月1日までに指定更新を行う事業者・施設の管理者等を対象に以下のとおり研修会を開催します。対象事業者に対しては、研修受託者の(財)東京都福祉保健財団から入場証が送付されていますので、必ずご持参ください。

- ◆日 時 平成23年2月16日(水) 13時～16時
- ◆会 場 東京都庁第一本庁舎5階大会議場
- ◆目 的 1 介護サービス利用者の尊厳の確保・サービスの質の向上
2 介護事業者の法令遵守の徹底等

【お問い合わせ先】 (財)東京都福祉保健財団 事業者指定室 TEL03-5206-8752

お知らせ

○ TOKYO チャレンジ介護 採用給付金制度終了のお知らせ

TOKYO チャレンジ介護では、本制度利用者を、給付要件を満たした上で採用し、6ヶ月以上雇用継続している事業者に対し採用給付金として60万円を支給していましたが、この採用給付金制度は平成22年度で終了となります。

【お問い合わせ先】 東京都福祉人材センター TEL03-5211-7923

東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課生活援助係 TEL03-5320-4072

【東京都福祉保健局ホームページ】

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seikatsu/teisyotokusyataisaku/challengekaigo/index.html>)